

社会福祉法人 北叡会

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年9月1日 ～ 令和9年8月31日までの5年間

2. 計画内容

目標1 : 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給費、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

<< 対策 >>

令和4年9月 ～ 制度に関するパンフレット等を作成し、配布若しくは、説明会等にて周知する。